

第2章

ベトナムにおける市場経済化と 政府間歳入割当

花井 清人

はじめに

1990年代初頭のソ連の崩壊以降、多くの社会主義国はそれまでの計画経済路線を変更し、経済システムを見直すことにより国民経済を立て直そうとした。計画経済下の社会主義国では、中央計画当局が経済活動に関する意思決定を集中管理することで資源配分の問題の解決を目指した。しかし、そうした仕組みでは十分な形で経済主体のインセンティブを引き出すことも、生産的な成長を遂げることもできなかった。そこで社会主義諸国は、自国のシステムに市場経済を取り入れることによって経済の活性化や成長を図ろうとした。こうした国々は一般に移行経済国と呼ばれ、そこでは国営企業の改革や民営化、経済活動のグローバル化、政府規制の緩和、経済の競争環境を支える法体系の整備などのさまざまな経済システムの改革が試みられた。また、計画経済期には官僚体制に依存する形で国家財政による経済統制や予算管理を行ってきたが、経済改革が進むにつれ、政府の経済的役割にも見直しが増えられ、今日、市場経済と両立する形での予算のあり方や税制改革などが模索されようとしている。

こうした政府による市場経済の積極的な導入や、財政改革を通じて経済のグローバル化を後押ししようとする姿勢は、中国やベトナムなどのアジアの

社会主義国にも見られる⁽¹⁾。これらの国々での経済改革や財政改革はいまだ多くの課題を残しているものの、着実に生産力増強や経済競争力の向上に繋がっており、今日では両国の経済活動はアジア経済の屋台骨を支える水準にまで達している。

本章では、こうした移行経済諸国での経済改革や財政改革を念頭に置きつつ、市場経済化に伴う政府の歳入管理や財源確保の課題を考える。移行経済諸国では、計画経済下で財政を集権的に一元管理する特徴が見られてきたが、近年、地域の経済状況の違いや戦略的位置付けの違いなどを配慮した形で、地方分権化政策が積極的に進められている。従って、ここでは一枚岩的な政府の歳入管理を念頭に置くのではなく、国と地方の役割分担に着目して政府間での歳入割当の問題を検討する。まず第1節では、地方分権化政策が実際に進んでいる先進諸国、特に連邦諸国の経験を踏まえた財政連邦主義の理論をサーベイし、政府間の機能配分と地方分権化政策のあり方を検討する。なかでも、その発展的議論として、近年、中国の分権化改革などで注目されている市場保全型財政連邦主義理論を取り上げ、市場経済の発展を支える政府間財政ガバナンスはどうあるべきかについて考える。次に第2節では、こうした議論を通じて、移行経済国での経済改革や地方分権化政策を支える財政の歳入確保のあり方を考察する。さらに第3節では、中国とともに積極的に財政改革に取り組んでいるベトナムを事例として取り上げ、そこでの中央・地方予算の歳入確保をめぐる、いかなる地方分権化政策や歳入改革が行われているのかを検討する。

第1節 財政連邦主義の理論とその発展

政府の財政活動を経済学的見地から考察し、政府の機能配分のあり方や歳入確保の課題を論じた先駆的研究として、マスグレーブによる分析が挙げられる (Musgrave [1959])。マスグレーブは、市場経済と両立し、市場の失敗

などを補完する政府の経済的役割として、資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能が存在することを指摘した。

こうしたマスメグレブの研究を踏まえ、オーツは中央・地方といった政府間財政関係の視点からそれぞれの政府が持つべき機能配分や歳入確保のあり方を論じ、財政連邦主義の規範的理論を構築した(Oates [1972])。そこでの結論として、中央政府は国全体の見地から、市場を補完する形で資源配分機能、社会的に公正な所得分配を達成する所得再分配機能、短期的なショックを是正するマクロの経済安定化機能のすべてに関して財政責任を負うべきとした。これに対して、地方政府の果たすべき経済的役割は、住民に対する地方公共財の供給に示される資源配分機能を重視するべきで、地域間での人々の移動や他地域への経済効果の漏れなどを考えると、所得再分配機能や経済安定化機能への地方政府のコミットメントは限定的でなければならない。

しかし、資源配分機能を実現するために地方政府が行うべき財政活動は大きく、地域経済の活性化や住民の生活水準向上のためのインフラ整備、居住環境の向上に繋がるアメニティの改善や教育、医療などを含めたコミュニティ活動など、住民に身近な多様な公共サービスの提供が期待される。ここでの財政連邦主義の理論は、主に、アメリカ・カナダ・オーストラリアなどの連邦制を採用している先進国を念頭に理論展開がなされたため、地方政府(特に州政府)の持つ権限や活動可能性に強い期待を寄せる議論となっている。

Oates [1972] は分権化政策によるメリットとして、以下のような分権化定理をまとめている⁽²⁾。限界費用が一定となるような地方公共財の供給において、中央政府が国全体で均一水準(すべての地方へ一様に)を供給するよりも、地方政府が分権的に公共サービスを供給する方が社会全体の厚生水準を高める可能性が示される。すなわち、すべての公共サービスを全国一律で提供するよりも、需要の価格弾力性で示される公共サービスのニーズが地域によって大きく異なる場合には、各地方政府が地域別の選好に見合った形で公共サービスの提供を行う方が、より効率的な資源配分に繋がると考える。そこでは、各地方公共サービスの需要をより正確にとらえる上で、地方政府

が情報優位に立つ側面が強調される。

これに対して移行経済諸国では、元来、計画経済下で中央計画当局の指令を各部局にいかにか効率的に伝達するかが政府の意思決定での主要テーマであった。そこでは集権的な政府のガバナンス構造が前提とされ、国と地方などの多元的な政府のあり方についてはあまり関心が向けられてこなかった。しかし近年、経済のグローバル化や市場経済化が進むにつれ、集権的意思決定機構での情報伝達の不完全性や、地方政府や各部局の中央への依存体質の弊害などが指摘され、予算改革や税制改革などで地方分権化の必要性が検討されている⁽³⁾。

とくに、経済発展の途上にある国々などの行財政ガバナンスに関して、分権化政策によって地方政府を地域経済に積極的にコミットさせることで経済インセンティブの向上を図り、地域経済の拡大や経済成長の可能性を探ろうとする市場保全的連邦主義の理論が、近年、Weingast [1995] や Qian and Weingast [1997] らによって展開されている。市場保全的連邦主義の理論では、地域間競争は集権的な政府による市場の成果の収奪を食い止め、地域間での均衡や経済発展を実現する上で有効な制度手段になり得ると考える。そのためには、地方政府による規制やインフラ政策などによる地域経済へのコミットメントの他、市場を保全するためさまざまな条件が満たされねばならない。そこで、分権化を通じた各層政府の財政規律の維持や、中央政府による全国ベースでの競争的市場環境の維持管理などが重要な条件として挙げられている⁽⁴⁾。

「市場保全的連邦主義」のモデルでは、まず、政府活動が市場活動の活力を支えるためにコミットすべき視点として、政府構成主体のインセンティブが重視される。インセンティブとしては、(a) 経済活動の成功に対して応分の見返りである「プラスの市場インセンティブ」と、(b) 経済活動の失敗に対しては制裁が加えられる形での「マイナスの市場インセンティブ」の双方を考慮することが重要であり、行財政に関わる制度形成においても、こうしたインセンティブへの影響を取り込んだ改革の必要性が説かれている⁽⁵⁾。

そこでの制度改革の課題は、開発途上国や社会主義国でのこれまでの経済停滞の経験を通して検討できよう。まず、開発途上国などでは、これまで政府が過度に経済活動に関与し、政治的レントを既得権益化してきた側面が挙げられる。North [1990] はこうした政府によるレント・シーキング活動を「国家による収奪」と捉え、こうした介入は市場による効率的成果の評価を歪めるだけでなく、人々が積極的にリスクを取ろうとする意欲や努力しようとするインセンティブをも歪める可能性を指摘している。次に、社会主義国などで国営企業への資金の追加補填や補助金提供が頻繁に行なわれていた側面も、新たな市場の創出を阻む要因として挙げられる。こうした政府による温情主義的な資金提供は、Kornai [1986] や Kornai [1996] により「ソフトな予算制約」の問題と呼ばれており、経常的に赤字である国営企業などへの補填的資金提供は、企業業績の改善をもたらさなかっただけでなく、政府自体の財政の悪化に繋がると考えられる。

こうした市場を育むインセンティブ改革と合わせて、政府のガバナンスにおいても、地域がお互いに競争することで経済発展や公共サービス提供に関する住民の期待に応えることも重要である。地方間の競争は、先に述べた政府によるレント・シーキング活動を食い止めるだけでなく、移動可能な資源を引き付けるといった目的で地方政府による効率的な財政運営を促すことになり、財政規律の改善にも繋がると考えられる。Weingast [1995], Qian and Weingast [1997] などによれば、市場保全的連邦主義は、歴史的には18世紀の英連邦や19世紀のアメリカなどにおいて制度発展が見られ、とくに近年、中国の経済改革や財政改革において有効に機能していると考えられている。

しかし一方で、Bardhan [2006] や Rodden and Rose-Ackerman [1997] らが指摘するように、「市場保全的連邦主義」のモデルの条件を満たす制度形成を行うにあたって、途上国や移行経済諸国の政府間関係では政治的制約が多く存在しており、これら国々で地方分権を進めることは時期尚早であるとする見方もある。バーダンによれば、途上国などでは、(a) 住民移動の自由度がない、(b) 公会計制度が未整備で住民に情報がきちんと開示されていな

い、(c) 住民自治や地方政府のアカウントビリティが弱い、(d) 経済効率より分配面の政策が優先されがちである、(e) 地方公共サービスの費用と便益の結び付きが薄く、中央政府の補助金などによって補填、コントロールされている、(f) 地方政府の行政能力面での問題が見られるなどの、地方分権化政策を進める上で本質的な政治制約や行政的課題があることがその理由として挙げられている。特に財政的には、こうした国々で財政管理能力が不足している点や、地方に十分な財源が割り当てられていない点などが、地方分権を進める上でのネックとなっていると考えられる⁽⁶⁾。

第2節 市場経済化と政府間歳入割当

それでは、移行経済諸国において、中央・地方政府間での機能配分に応じてどのように財源を分配すべきであろうか。本節では、こうした国々で市場経済化や地方分権化が進むなかで、必要となる政府間歳入割当の可能性について検討する。

既に Bird and Vaillancourt eds. [1998: 16] が指摘しているように、政府間歳入割当の課題は、各国の行政構造、人口や経済規模、1人当たりの所得水準、天然資源の有無などの経済社会状況が異なっていることなどを考えると、一般化して議論することは難しい。さらに、各国の地理的、歴史的状況の違いや民族の構成状況の違いなどを考えると、地方分権化政策が必要かどうかの答えも違ってくる。

しかし、こうした国々の個別事情の複雑さ・難しさを踏まえた形で、これまで政府間歳入割当に関して多くの国際比較研究が行われてきた。これらの研究結果から、とくに開発途上国へのレッスンをサーベイすることにより、各国で共通する重要な政府の歳入構造に関する課題や方向性を考える⁽⁷⁾。

政府間での歳入割当は、一般に、政府間での租税割当、政府間財政移転や補助金、地方債などの制度のあり方に着目して議論される。

租税割当に関しては、多くの国々では、既に国税として所得税、法人所得税、付加価値税（value added tax: VAT）など基幹的な税が割り当てられているため、ここでは地方政府や地方予算にいかなる財源を割り当てるべきかを中心に考える。まず、地方税に最もふさわしい税として、財産税もしくは土地税が挙げられる。特にこれらの税は、地域間で課税ベースが移動することがなく、地方公共財の効率的な資金調達手段として望ましい性質を持っている。また、地方政府は主要な国税に対して付加税を課することができる。付加税制度は、国税の徴収システムと協力することで、行政コストを削減することが可能である。多くの国々では、直接税である個人所得税への付加税を行っており、労働の移動が相対的に少ない広域をカバーする政府（省や州政府）の歳入確保の手段として活用されている。これに対して、法人所得税への付加税は行うべきではない。法人所得税への付加税は、企業の地域選択や投資効率を歪めることになる。

このほか、開発途上国や移行経済国では、国税として間接税が高いシェアを占めており、政府間の財源としてVATの活用が期待される。VATはインボイス・システムの導入と国による税務行政管理が適切であれば、市場経済の発展とともに安定的かつ効率的に政府の財源確保が可能となる。しかし、地方政府がVATに付加税を課すことや直接徴収を行うことは、税務行政の複雑化をもたらすだけでなく、境界調整の問題などを考えると効率性が歪められる可能性があり、好ましくない。従って、国と地方政府間で財源の共有化を図り、譲与税という形で消費や人口などの地域の経済活動を反映する簡素な指標に基づき、財源を地域間で配分することが望まれる⁽⁸⁾。

次に、政府間での移転として、財政力の均等化を図る財政調整制度と、政府の政策協力などを求める特定目的補助金制度の2つが考えられる。財政調整制度については、客観的で透明なルールに基づいた財源の地域間配分が目指されるべきである。特定目的補助金制度については、零細な補助金化は避け、可能な限りブロック化した補助金の方が望ましい。

さらに、地方債については、開発途上国などで金融市場が未発達である点

などを考えると、限定した利用にとどめるべきである。

こうした規範的な視点からの政府間歳入割当の議論と合わせて、開発途上国や移行経済国では、歳入確保の実態面で多くの課題や制約を抱えている側面への言及が必要となろう。特に移行経済諸国では、市場経済の保全や地方分権化政策などの経済改革と連携した、中央・地方を通じる政府の歳入改革が求められている。

まず、市場経済の保全に関しては、これまで移行経済国では、生産部門（特に国営企業）に依存する形で税収確保が行われてきた。そこでは国営企業に高率の税を課す一方で、パフォーマンスの悪い国営企業には補助金を提供するという形で非効率を温存させてきた。また、社会主義計画経済下では市場が制約された形でしか機能してこなかったため、人々はインフォーマル・セクターを形成することによって財やサービスに対するさまざまなニーズに応じてきた。これに対して、移行経済諸国で市場経済化が進むにつれて、これまでインフォーマル・セクターで処理されてきた取引を公式な形で市場経済として表に出し、そこでの活力ある経済活動をベースに国民に公共サービスの負担を求めるといった形に、租税システムを作り変える必要がある。

また、多くの移行経済諸国では、近年、地域の経済戦略を活用すべく、地方政府による地域経済への政策コミットメントを強化し、地方分権化政策を盛んに進めている。こうした地方分権化政策は、一方で、財源が不足する地方政府にとって過剰なインフラ政策や権限を越えた工業団地誘致合戦などを引き起こし、非効率な投資配分をもたらしているだけでなく、中央政府による再分配政策にも投資インセンティブが組み込まれているため、地域独自の効率的な開発戦略が十分機能できないでいる。従って、中央政府と協力する形でより効率的な投資インセンティブに繋がる地方分権化政策の実施を図るとともに、地方政府が公共サービスを提供できるための十分な財源を確保する必要がある。

第3節 ベトナムにおける中央・地方予算での歳入確保の課題

今日、ベトナム経済の国際化、市場経済化はめざましい勢いで進んでいる。経済の国際化を進める上で、ベトナムは1995年以降 WTO 加盟交渉を続けてきたが、2006年度中に最終交渉相手国であるアメリカとの市場開放協定を締結し、2007年1月11日に正式加盟するに至った。また、経済の国内の競争環境の整備にあたっては、1986年のドイモイ政策以降、積極的に市場開放や市場経済化を図ってきた。そこでは、経済のグローバル化に対応した企業活動を促進するため競争法が2004年に制定されたほか、内外企業が同じ土俵の上で投資管理や事業展開を目指す共通投資法や統一企業法も2005年に制定されるなど、国内経済活動での競争環境が制度面から整えられることになった。

このようにベトナムでは経済の改革開放政策が進む一方、経済の両輪を支える政府部門の改革ではいまだ多くの課題が残されている。これまでベトナム経済を支えてきた国営企業の改革は経済改革のなかでも遅れを取っており、一般政府活動を支える国家予算の運営においても、政府歳出のあり方、財政収支、税収確保、国と地方の予算関係などで十分な政策対応が取られていない。本節では、特に国と地方の予算関係に着目しながら、ベトナム財政における政府歳入確保の課題を考察する。

1. ベトナムにおける市場経済の発展と中央・地方の役割

ベトナム経済は1990年以降、アジア通貨危機のあった1997年と1998年を除くほぼ全期間で7～8%近くの高い実質成長率（1994年価格評価）を維持してきた。しかし、ベトナムの経済活動では依然として国営部門が多くの分野で高いシェアを占めており、特にサービス産業などでは市場が十分な形で発達していない。

こうしたベトナム経済を生産面から支える上で、国家による投資が依然と

して主導的役割を担っており、そのなかでも、地方政府による投資の役割が重要になってきている⁽⁹⁾。とくに近年、工業団地などを積極的に建設することで、外資の呼び込みを中心とする地域経済の活性化や雇用確保が目指されている。国は、こうした工業団地の増設やそこへの企業誘致の後押しを図るため、省政府を中心とする地方に積極的に許認可などに関する権限を委譲している。しかし、実際の工業団地運営などでは、不十分なインフラ整備や地方予算を通じる不適切な補助などが問題になっており、地方への権限委譲と地方予算での財政管理の間でのミスマッチが生じている⁽¹⁰⁾。今後さらに市場経済化が進むなかで高い経済成長を遂げるためには、地域の事情に合った効率的な投資環境を育む国・地方両政府の支援が必要となろう。

2. ベトナム国家予算における歳入管理

次に、租税による財源調達に着目し、国家予算における歳入管理の課題を考える。

ベトナムでは、経済発展が進むにつれて国家予算の規模が拡大し、歳出増をまかなう上で租税を中心とする財源調達が重要な政策課題になっている。さらに、WTO加盟などに伴う経済の国際化は、経済活動の市場化・グローバル化に対応した税制構築の必要性を高めている。

これまでベトナムでは、以下のような租税制度の見直しが行われてきた⁽¹¹⁾。まず、計画経済下では政府歳入を国营企業が拠出する上納金に大きく依存していたが、経済改革の実施に伴い、1988年頃から本格的な税制改革に着手した。税制改革は経済の発展に応じて段階的に進められ、まず改革の第1フェーズとして、1990年に政府の財源強化を目指して、取引高税、個別消費税、利潤税などが法制化、施行された。また、1991年には、こうした基幹税の整備と合わせて、土地・家屋使用税および高額所得者への個人所得税の課税が行われた。続く第2フェーズでは、取引高税に代わって、課税ベースが広く、他の税と比べて生産への歪みが少なく効率的といわれる VAT が1999年に導

入されたほか、同年には利潤税に代わり法人所得税が実施された。また、近年では、関税率の引き下げが行われる一方、法人税改革で外資企業への優遇措置の廃止や内国企業と外資企業との税率の統一、VAT税率の見直しが行われるなど、税制の簡素化に向けた改革が実施されている。

ベトナムでは、こうした租税システムの制度面での整備が進む一方で、租税行政面での課題が多く指摘されている。現在、ベトナムの税務行政では、法人所得税やVATの自己申告制度の試験的開始、納税手続きなどでの一部コンピュータ化、納税者番号(TIN)制度の実施など近代化への努力が行われているが、実態面では、国家租税総局と省税務署や地方税務署間でのネットワークの効率性の悪さや、税務職員の技能や税務知識面でのトレーニング不足、徴税および審査手続きでの煩雑さが見られるなど、まだ多くの問題が残されている(花井[2005])。

そこで以下では、ベトナム財務省およびベトナム統計総局のデータに基づき、国家予算での歳入構造の特徴を検討する。

表1は、2000年以降の国家歳入構成の推移を示している。政府歳入総額のGDP比は2000年には20.5%であったが、2004年には26.7%に達している。国家歳入の内訳では、歳入総額は、税収を中心とする国内歳入、原油からの歳入、関税収入などに大きく分けられている。国内歳入は2002年以降シェアが増加し、2004年では政府歳入総額の54.8%に達している。また、政府歳入は原油からの収入や関税収入に大きく依存しており、2004年では政府歳入総額の43.7%にも達している。しかし、ベトナムのWTO加盟に伴って経済のグローバル化が浸透するにつれ、関税率などの引き下げが余儀なくされよう。

国内歳入の大部分は税収であるが、ベトナムでは、多くの国々で国税として規定される個人所得税、法人所得税、VAT、個別消費税の他、通常地方税として分類される土地税などもすべて国税として規定されている。税収の内訳に関しては、法人所得税、VATなどの基幹的税収が、生産部門別に集計され表示されている。このことは、ベトナムでは、個人が税を負担するという概念が徹底されておらず、生産部門に依存する形で税収確保が行われてい

表1 2000年度以降のベトナム国家歳入構成の推移

	2000		2001		2002		2003		2004	
	金額 (10億ドン)	政府歳入 総額に占 める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳入 総額に占 める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳入 総額に占 める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳入 総額に占 める割合 (%)	金額 (10億ドン)	政府歳入 総額に占 める割合 (%)
政府歳入総額	90,749	100	103,888	100	123,860	100	152,274	100	190,928	100
原油からの収入を除いた	46,233	50.9	52,647	50.7	63,530	51.3	78,687	51.7	104,576	54.8
国内歳入										
国営企業からの歳入	19,692	21.7	23,149	22.3	25,066	20.2	28,748	18.9	32,177	16.9
外国投資企業からの歳入	4,735	5.2	5,702	5.5	7,276	5.9	9,942	6.5	15,109	7.9
非国営部門からの歳入	5,802	6.4	6,723	6.5	7,764	6.3	10,361	6.8	13,261	6.9
農業地使用税	1,776	2.0	814	0.8	772	0.6	151	0.1	130	0.1
高額所得者からの税	1,831	2.0	2,058	2.0	2,338	1.9	2,951	1.9	3,521	1.8
ライセンス税	934	1.0	1,191	1.1	1,332	1.1	1,817	1.2	2,607	1.4
宝くじ歳入	1,969	2.2	2,457	2.4	3,029	2.4	3,657	2.4	4,570	2.4
ガソリン税	2,192	2.4	2,537	2.4	2,995	2.4	3,204	2.1	3,583	1.9
手数料	2,713	3.0	2,583	2.5	3,021	2.4	3,279	2.2	4,182	2.2
土地及び家屋からの歳入	2,823	3.1	3,879	3.7	5,486	4.4	10,546	6.9	17,463	9.1
その他の歳入	1,766	1.9	1,554	1.5	4,451	3.6	4,031	2.6	7,973	4.2
原油からの歳入	23,534	25.9	26,281	25.3	26,510	21.4	36,773	24.1	48,562	25.4
関税収入	18,954	20.9	22,949	22.1	31,571	25.5	33,845	22.2	34,913	18.3
輸出入への課税・特別消費税	13,437	14.8	17,458	16.8	21,915	17.7	21,374	14.0	21,614	11.3
輸入品への VAT	5,386	5.9	5,375	5.2	9,488	7.7	12,338	8.1	13,259	6.9
輸入への課徴金	131	0.1	116	0.1	168	0.1	133	0.1	40	0.0
補助金	2,028	2.2	2,011	1.9	2,249	1.8	2,969	1.9	2,877	1.5
名目 GDP (10億ドン)	441,646		481,295		535,762		613,443		715,307	
GDP に占める政府歳入 総額の比率 (%)		20.5		21.6		23.1		24.8		26.7

(出所) General Statistics Office [2007] 表26 (p. 68), 表35 (p. 35) のデータに基づき筆者作成。

ることを示している。

とくに、歳入総額で最もシェアが大きい項目は国営企業からの歳入であり、15~22%近くにも達している。この歳入には法人所得税や国内取引での VAT が含まれているが、こうした税収確保での国営企業への依存が続いて

いる。そこでは、法人所得税での減価償却や控除項目の扱い、VATでの還付のあり方などの税制面でも多くの課題が残されている。

次に、先進諸国と比較すると、ベトナムの個人所得税や土地関連税の割合はかなり低い。所得税は主に高額所得者への課税となっており、政府歳入に占める割合もわずか2%程度にとどまっている。また、土地関連税についても、近年シェアの増加が見られるが、政府歳入に占める割合もわずか9%程度にとどまっている。

こうしたなかで、今後、一層進むと予想される市場経済化に対応する形で、政府はどう税収を確保したらよいのか。まず、国営企業による協力や輸入関税に頼った税収確保ではなく、市場経済活動で主役を果たすべき個人に対し、消費、所得、資産などを課税ベースとした税負担を求める必要がある。そこでは、経済活動で市場経済を活用して効率的な資源配分を実現していく上で、歪みのない税制が目指されるべきである。

3. ベトナム地方予算の特徴：政府間歳入確保の課題

ベトナムでは元来、集権的に財政が管理されてきた。そこでは国税として徴収された税収を、中央予算と地方予算の間で分かち合う形で歳入確保が行われてきた。こうした政府間での財政運営のガバナンスに関しては、1996年に国家予算法が制定され、行財政での権限および責任の明確化、地方分権化などを通じて効率性の改善などが目指されることになった。国家予算法は、1998年と2002年に改正が加えられ、中央予算と地方予算の一層の効率化や安定化が図られた。

表2は、2002年ベトナム予算法の下において、国家歳入が中央予算と省予算の間で税収がどのように割り当てられるのかを示している。政府間で配分される税収は、中央予算に100%割り当てられるもの、地方予算に100%割り当てられるもの、中央予算と地方予算の間で共有されるものの3つに分けられる。中央予算に100%割り当てられるものとしては、輸入品へのVAT、輸

表2 2002年国家予算法の下での中央予算と地方予算間での税収割当

	中央予算	地方予算
共有化されな い歳入	1. 輸入品への VAT 2. 輸出入税 3. 輸入品への個別消費税 4. 法人所得税 5. 原油への課税 6. 政府による貸付や資本提供から の収入 7. 補助金 8. 手数料・使用料 9. 繰入金 10. その他	1. 住宅および土地への課税 2. 天然資源への課税（原油は除く） 3. ライセンス税 4. 土地移転税 5. 農地使用税 6. 土地使用料 7. 地代 8. 国家所有住宅や建物の販売もしく は賃貸からの収入 9. 登録料 10. 宝くじからの収入 11. 政府による貸付や資本提供からの 収入 12. 補助金 13. 手数料・使用料 14. 公有地使用による収入 15. 規制により生じる収入 16. 繰入金 17. 中央予算からの支援 18. 政府規制の下で行われるインフラ 建設のための住民への拠出金 19. 寄付
共有 歳入	1. 付加価値税（VAT：輸入財に課されるものを除く） 2. 法人所得税（全国ベースでの企業を除く ¹⁾ ） 3. 高額所得者への所得税 4. 利益送金税 ²⁾ 5. 国内取引される財サービスへの個別消費税 6. ガソリン課税	

(出所) ベトナム財務省。

(注) 1) 全国ベースでの企業において、郵便や通信、電力、流通などの企業からの法人所得税は、中央予算に割り当てられる。

2) 利益送金税は2004年1月に廃止された。

出入税、輸入品への個別消費税、全国レベルで活動している企業への法人所得税、原油収入などがある。また、地方予算に100%割り当てられるものとしては、土地家屋への税、土地移転税、農地使用税、土地使用料、地代、土地登録料などの土地関連税などが挙げられる。その他、天然資源への課税（原油は除く）、国営宝くじ収入なども地方予算に100%割り当てられる。これに対し、中央予算と地方予算の間で共有活用されるものとしては、VAT、全国レベルで活動している国営企業以外の企業に対する法人所得税、高額所得者への個人所得税、石油関連課税などがある。

ベトナムでは徴税機構が一元管理されておらず、中央政府と地方（省、省級市、県など）の間で税収を分け合う形で歳入割当が行われている。従って、税務担当者が中央政府と地方政府の双方に従属する形で徴税を担当しており、税収が中央・地方のいずれの公共サービスにリンクして徴収されるのかははっきりしない。その結果、公共サービスの費用便益負担の繋がりが曖昧になり、非効率が生じやすいシステムになっている¹²⁾。

以下では、地域の経済状況の違いに着目し、ベトナムの地方予算でいかなる歳入確保が行われているのか考察した。

まず、省別データを用いて1人当たり地域GDPや1人当たり産業産出額を求め、地方経済（省・省級市レベル）での経済力格差を検討した。まず、General Statistical Office [2005] による省別の人口および地域GDP（名目）のデータから2003年度の1人当たり地域GDP（名目）を求め、各分位13ないし12の省・直轄市から構成される5分位分析を試みた（表3）。また、最新の地域経済状況として、ベトナム統計総局ホームページで人口と産業産出額（名目）のデータ（ともに2006年度）が公表されているため、産業産出額についても同様の5分位分析を行った¹³⁾。表3から分かるように、地域GDP、産業産出額ともに第1分位グループへの集中が見られる。特に、第1分位の1人当たり地域GDPグループ内平均値は、第5分位での同平均値の5倍を超える比率に達している（1人当たり産業産出額では40倍近くにも達している）。同様に、人口についても、第1分位のグループ内平均値は第5分位のグルー

表3 地域経済に関する5分位グループング

5分位グループ	省内人口分位 グループ内平均値 (2006年, 1,000人)	省別1人当たり 産業産出額のグループ内 (平均値, 2006年, 100万ドン)	省内人口分位 グループ内平均値 (2003年, 1,000人)	省別1人当たり地域 GDPのグループ内 (平均値, 2003年, 100万ドン)
第1分位	1,751.8	40.71	1,675	14.77
第2分位	1,403.2	6.75	1,270	5.63
第3分位	1,517.3	3.91	1,379	4.13
第4分位	1,107.5	2.25	1,138	3.65
第5分位	749.9	1.07	826	2.81

(出所) 省別1人当たり産業産出額(100万ドン)のグループ内平均値は、ベトナム統計総局ホームページ『省別産業産出額(名目値)』データに基づき、省別1人当たり地域GDP(million)のグループ内平均値は、General Statistics Office [2005]のデータに基づき筆者作成。

グループ内平均値の2ないし2.3倍近くあり、所得の高い地域への集中が確認できる。

次に、両指標ともに第1分位に属する省(省級市)、経済力の最も低い第5分位に属する省それぞれ3団体を取り出し、現時点で最新となる2006年決算データに基づいて各団体の歳入構成の比較を行った¹⁴⁾。ここでは第1分位グループではハノイ市、ホーチミン市、ビンズオン省を、最も低い第5分位グループではソンラ省、コントゥム省、ライカウ省を取り上げ、地方予算での歳入状況を検討した。

表4は第1分位に属する地方予算の歳入構成を、表5は第5分位に属する地方予算の歳入構成を示している。ベトナムでの地方予算の歳入総額は、割り当てられた税収からなる分権的歳入と中央予算からの財政移転の大きく2つからなる¹⁵⁾。この他、国家予算法第8条3項に由来する投資を目的とした歳入、予算剰余収入、歳入繰越、均衡外収入なども歳入に組み込まれる。

ここで、両グループ間を比較すると以下の特徴が見られた。まず、分権的歳入では、歳入総額に占める地方が100%留保できる税収の割合は、第1分位では3団体ともに25%以上(ハノイ市は36%近くにも達している)と高かったのに対して、第5分位ではその割合は低く、ソンラ省では4.6%にとどまっている。また、中央予算と地方予算で共有する税収でも、第1分位ではい

表4 第1分位グループの地方予算歳入構成

		ハノイ市		ホーチミン市		ビンズオン省	
		100万ドン	%	100万ドン	%	100万ドン	%
I	地方予算歳入総額	13,844,807	100	25,066,286	100	3,266,519	100
1	分権的歳入	9,223,750	66.6	14,168,473	56.5	2,338,137	71.6
	100%留保可能な歳入	5,055,287	36.5	6,389,724	25.5	1,033,258	31.6
	中央予算と地方予算で共有する税収	4,168,463	30.1	7,778,749	31.0	1,304,879	39.9
2	中央予算からの移転	1,143,015	8.3	271,286	1.1	141,446	4.3
	平衡化移転	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	プログラム移転	1,143,015	8.3	271,286	1.1	141,446	4.3
3	予算余剰収入	906,220	6.5	2,105,617	8.4	786,936	24.1
4	国家予算法に基づく投資資金*	500,000	3.6	2,650,000	10.6		
5	繰越金	2,071,822	15.0	2,216,869	8.8		
6	市債発行による借入れ			0	0.0		
7	補助金			232,331	0.9		
II	均衡外歳入			3,421,710	13.7		

(出所) ベトナム財務省 ホームページ (Disclosure of State Budget) のデータに基づき筆者作成。

(注) 予算法では、地方予算での収支均衡が原則とされているが、第8条第3項で、省予算や省5カ年計画で止む終えず投資のための資金を必要とする場合には、省予算の投資的支出の30%を超えない範囲で資金の借り越しを行うことが認められている。空欄は適用なし。

ずれの団体も歳入総額に占める割合が30%以上であったのに対し、第5分位のソララ省では10.3%、ライカウ省ではわずか0.3%にしか過ぎないことが分かる。次に、こうした地方予算での税収確保の違いが、両グループでの中央予算の移転の依存度の違いに現れていることが確認される。平衡化移転については、第1分位のいずれの団体もゼロ、プログラム移転についても3団体とも歳入総額の10%以下となっている。これに対して、第5分位の3団体とも、歳入総額の60から75%近くの歳入を中央からの移転に依存している。さらに、第1分位、第5分位ともに均衡外収入を計上している団体が見られるほか、第5分位のソララ省やコントゥム省で給与改革のための資金調達、水路建設のための借入れや下位政府からの拠出金など、省政府による追加的資金調達が行われていることが分かる。とくに、均衡外収入については、ホ

表5 第5分位グループの地方予算歳入構成

		ソンラ省		コントゥム省		ライカウ省	
		100万ドン	%	100万ドン	%	100万ドン	%
I	地方予算歳入総額	2,416,737	100	1,650,210	100	1,561,601	100
1	分権的歳入	357,878	14.8	299,682	18.2	99,112	6.3
	100%留保可能な歳入	110,118	4.6			93,876	6.0
	中央予算と地方予算で共有する税収	247,760	10.3			5,236	0.3
2	中央予算からの移転	1,807,654	74.8	988,674	59.9	1,153,279	73.9
	平衡化移転	759,249	31.4	372,327	22.6	290,209	18.6
	プログラム移転	1,048,405	43.4	616,347	37.4	863,070	55.3
3	予算余剰収入	11,533	0.5	18,713	1.1	154,219	9.9
4	国家予算法に基づく投資資金*					20,000	1.3
5	繰越金	236,442	9.8	304,741	18.5	115,517	7.4
6	給与改革のための資金	3,230	0.1				
7	用水路建設のための借入れ			15,000	0.9		
8	下位政府予算からの拠出金			1,400	0.1		
II	均衡外歳入			22,000	1.3	19,474	1.2

(出所) ベトナム財務省 ホームページ (Disclosure of State Budget) のデータに基づき筆者作成。

(注) 表4に同じ。

ーチミン市やコントゥム省ではその詳細が示されていないが、ライカウ省ではインフラ建設の拠出金、追加収入、授業料、病院手数料、交通安全のための罰金などがその内訳として示されており、税以外にもさまざまな資金調達が行われていることが分かる¹⁶⁾。

以上のように、地域間での経済力や歳入確保の違いを踏まえた上で、今後ベトナムで市場経済が発展していくなかで、地方予算にはいかなる歳入が割り当てられるべきであろうか。ここでは、今後の歳入戦略として以下の5点を提案したい。(a) 現在多くの地域で地方予算に100%割り当てられている土地関連課税を強化し、地方予算を支える主要財源として位置づける必要がある¹⁷⁾。(b) 国税レベルでも非効率な税を合理化する一方、個人所得税収入を高める必要がある。(c) 現在高い税収を上げている法人所得税、VATなどについても、国家租税総局による一元管理を徹底し、効率的な徴税および税

収確保を行う必要がある。こうして財源を効率的に徴収することで、財源の一部を譲与税やフォーミュラに基づいた財政調整制度に組み入れるなど、政府間で財源の共有化を図ることが可能になる。そこでの配分基準はできるだけ簡素で分かりやすく、透明性を高く維持し、さらに、市場の経済活動を保全するシステムでなければならない。(d) 特定目的の補助金については、零細な補助金はできるだけ避け、プロジェクト・ベースの補助金とすべきである。(e) 地方債については、ベトナムでの資本市場が未発達であることを考えると、ホーチミン市やハノイ市などの財政力ある地方政府に限定すべきである。

おわりに

本章では、移行経済諸国における財政改革のあり方を、近年多くの国々で見られる市場経済化と地方分権化の2つのキーワードに着目して、政府間の歳入割当の課題を検討した。移行経済国では、これまでの租税システムを見ると、ほかの先進諸国などで大きなシェアを占めている個人所得税や土地・財産税などが極めて低い。また、租税の負担では個人が税を負担するという意識で徴税管理されておらず、生産部門別にどれだけ納税できるかという発想で税収確保が行われている。こうした状況下では、まず、個人の納税意識を育む形で国・地方を通じて基幹税の整備が行われるべきである一方、国と地方の間で適切な歳入配分が必要とされる。とくに、多くの国々で今日、地方分権化が積極的に推し進められていることを考えると、効率的かつ十分なかたちで政府間歳入割当が行われていないと、租税競争や租税輸出といった地方政府による近視眼的な対応を呼ぶことになり、非効率な財政運営をもたらすことになる。

本章では、先進国や移行経済諸国でのレッスンを踏まえた上で、今日ベトナムでの財政運営に見られる政府間歳入割当の課題を考えた。ほかの諸国と

同様、ベトナムにおいても政府間での歳入割当が十分な形で行われていない。そこでの課題は、まず、中央・地方予算全体を通して、効率的に基幹税での税込確保や徴税管理が行うことである。とくにベトナムの場合、中央予算に割り当てられるべき税込として、個人所得税の税込確保の低さや所得税・VATなどの基幹税での徴税管理の問題が挙げられる。ベトナムでは今日、目覚ましい勢いで市場経済化が進展しているが、個人所得税などでの制度整備を図る一方で、中央租税総局によるVATの効率的な徴収、中央・地方予算を通じた効率的な財源の活用などを急ぐ必要がある。次に、地方予算の財源としてふさわしい土地税や財産税なども十分なかたちで税込確保ができておらず、歳出や行政管理の両面で進められている地方分権化政策において、受益と負担の関係が曖昧な形になっている。また、地方予算を支える政府間財政移転においても、一層の透明性の確保を図るほか、地域経済の発展を保全するかたちで歳入割当が行われるべきである。

[注] _____

- (1) 経済のグローバル化に伴い、アジア太平洋地域でも近年さまざまなかたちで政府と市場の役割分担の見直しが図られている。とくに、この地域の経済フォーラムとして中心的役割を持つAPECでも、2008年8月にメルボルンで開かれた合同閣僚会議で構造改革の推進が唱えられるなど、地域内各国での経済改革と財政改革などを連携した政策協力の必要性が着目されている。
- (2) 歳入面では、分権化された歳出責任を地方税だけで賄うには限界がある。佐藤 [2002] は、地方税の課税対象が居住者だけでなく非居住者などに及ぶことを指摘し、租税政策で租税競争、租税輸出、さらには国と地方間での競争を考えると垂直的外部性などの問題が生じることを明らかにし、租税競争に由来する非効率を論じている。
- (3) 近年、開発途上国や移行経済国における地方分権化政策を中心とする政府ガバナンス改革に着目した研究として、Bird and Vaillancourt eds. [1998], Bardhan [2006], Bird and Ebel eds. [2007] などがある。Bird and Vaillancourt eds. [1998: 3] によると、財政での分権化は、地方政府の意思決定の独立性の度合いに応じて、権限分散化 (deconcentration)・権限委譲 (delegation)・権限分与 (devolution) の3つに分けられる。権限分散化は、中央政府の権限を地域支部や地方政府に分散を、権限委譲は、地方政府が中央政府の代理人と

していくつかの機能を自らのために執行することを、権限分与は、執行のみならず意思決定にまで地方政府がコミットできるような権限の分与を意味する。地方分権化は、歳入歳出両面での権限シフトと考えられ、経済学的には、公共サービスの受益と負担の結び付き（住民の視点からみた）が高まることが期待される。

- (4) Weingast [1995] によると、市場保全的連邦主義が成立するためには、こうした条件と合わせて、(a) 政府構造が階層的になっており、各層政府の政策が裁量を伴うかたちで運営されている、(b) 連邦制（政府間関係）が各層政府にとって自己拘束的な制約となるように自治が制度化されている、といった連邦制の一般的条件も満たされなければならないとしている。
- (5) Qian and Weingast [1997: 84]。
- (6) このほか、Rodden and Rose-Ackerman [1997] が述べるように、市場保全的連邦主義を進める上で、地方政府が分配的要求を掲げる大多数の住民と少数派である投資家（多くは非居住者）の間で政策過程でのリーダーシップをいかにして勝ちとることができるのか、などといった政治的制約の検討も必要となる。
- (7) 開発途上国や移行経済国での政府間歳入割当のあり方を論じた研究として、Ambrosanio and Bordignon [2006]、Bird [1992]、Bird and Vaillancourt eds. [1998] 等が挙げられる。
- (8) 開発途上国での VAT の政府間財源としての活用可能性に言及したものとして、Bird and Gendron [2007] を参照。
- (9) ベトナムでのインフラ整備の不十分さや、その政策運営での非効率性・不透明さは、従来から多くの研究により指摘されてきた（田近 [1997]、花井 [2005]、World Bank [2005]、Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting [2007]）。今日、ベトナムでは国際機関などの協力を得ることで地域インフラ整備などに力を入れつつあるが、そこでの方向性は、いまだに貧困対策や雇用確保など歳出を通じる再分配政策が中心であり、経済成長のセンターであるホーチミン市やハノイ市など、さらには経済成長を促すかたちでの産業ネットワークを重視した投資はいまだ低い水準にとどまっている。
- (10) ベトナムの省政府は、近年、工業団地などの造成を通じて製造業分野だけでなく、ハイテク分野や観光分野などの外国資本に対しても積極的に呼び込みを行っている。しかしそこでも、(a) インフラ整備、人材育成、環境対策などでの省政府の政策対応、(b) 政策を進めるうえでの財源調達、(c) 省間での非効率な競争を是正調整する広域行政の検討の必要性などといった点で課題が残されている。また、省政府による投資誘致を目的とした予算補助のあり方に関しても、Vu Thanh Tu Anh et al. [2007] は、地代支払い免除、イン

フラ整備への補助、法人所得税や VAT での支払い減免措置などで問題が残されていることを指摘している。

- (11) Tax Policy Department (Ministry of Finance, Socialist Republic of Vietnam) and Policy Research Institute (Ministry of Finance, Japan) [2006], 田近 [1997], 花井 [2005]などを参照。
- (12) こうしたベトナムの状況は、二重の従属と呼ばれている。そこでは税と各政府の予算が直接にリンクしていないため、税務担当者の徴税インセンティブが弱まってしまうと考えられ、財政効率の点からも望ましくない。
- (13) ベトナム統計総局ホームページ参照。
(http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=470&idmid=3&ItemID=7612 2009年1月19日アクセス)
- (14) Baria-Vungtau, Hochiminh, Hanoi, Binhduong, Danang, Dongnai, Khanhhoa, Quangninh, Cantho, Haiphong の10省・直轄市が両指標の分析で第1分位（最も経済力の高い）グループに属していた。一方、Laichau, Hagiang, Baccan, Hoabinh, Sonla, Dien Bien, Daklak, Kontum の8省が両指標の分析で第5分位（最も経済力の低い）グループに属していた。
- (15) ベトナムでは、中央予算から地方予算に提供される財政移転には、平衡化移転とプログラム移転の2種類がある。平衡化移転は、社会的および開発的目的などを実現するうえで地方に十分な財源を保障するための資金支援である。保障財源額の決定にあたっては、基本的には国家予算法に従い、地方歳出と歳入のギャップを考慮したフォーミュラが用いられているが、人口、地域の地理・社会・経済発展の違いなども考慮される。これに対して、プログラム移転は条件付き補助金で、貧困削減や特定地域や産業などの社会的、経済的發展を目指した諸計画を支援する補助金である。
- (16) 均衡外収入については、地方予算の歳入項目に含まれるものとそうでないものがある。ビンズオン省では、国家予算収入として均衡外収入が計上され金額が記されているが、地方予算の歳入項目に含まれていない。
- (17) 地方公共財からの便益に応じた負担を住民に求めるために、課税ベースの拡張を図るだけでなく、税務行政能力の向上や住民の納税協力を働きかけるなどの制度運営上の工夫も必要と考えられる。こうした土地関連税制改革の方向性については、Tax Policy Department (Ministry of Finance, Socialist Republic of Vietnam) and Policy Research Institute (Ministry of Finance, Japan) [2006], Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting [2007]なども同様の政策提言を行っている。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 佐藤主光 [2002] 「地方税の諸問題と分権的財政制度のあり方」(『フィナンシャル・レビュー』第65号 10月号 財務省財務総合政策研究所 148-168ページ)。
- 田近栄治 [1997] 「ベトナムの財政」(『一橋論叢』第117巻第6号 755-78ページ)。
- 花井清人 [2005] 「財政改革——中央・地方関係を中心に——」(白石昌也(座長)『市場経済移行国ベトナムにおける諸問題と我が国の支援のあり方(財務省委嘱調査)』財団法人国際金融情報センター 67-84ページ)。
- [2007] 「企業課税と租税インセンティブ——ベトナムへの示唆——」(経営支援情報センター『最近のベトナム経済と中小企業進出 [平成18年度ナレッジ・リサーチ事業]』中小企業基盤整備機構 127-148ページ)。

<英語文献>

- Ambrosanio, M. F., and M. Bordignon [2006] “Normative versus Positive Theories of Revenue Assignments in Federations,” in E. Ahmad and G. Brosio eds., *Handbook of Fiscal Federalism*, Cheltenham: Edward Elgar, pp. 306-338.
- Bardhan, P. [2006] “Decentralization and Development,” in E. Ahmad and G. Brosio eds., *Handbook of Fiscal Federalism*, Cheltenham: Edward Elgar, pp. 201-223.
- Bird, R. M. [1992] *Tax Policy and Economic Development*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Bird, R. M., and R. D. Ebel eds. [2007] *Fiscal Fragmentation in Decentralized Countries*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Bird, R. M., and P. P. Gendron [2007] *The VAT in Developing and Transitional Countries*, New York: Cambridge University Press.
- Bird, R. M., and O. Oldman eds. [1990] *Taxation in Developing Countries*, 4th ed., Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Bird, R. M., and F. Vaillancourt eds. [1998] *Fiscal Decentralization in Developing Countries*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Boadway, R., and A. Shah eds. [2007] *Intergovernmental Fiscal Transfers: Principles and Practice*, Washington, D. C.: World Bank.
- General Statistical Office [2005] *Socio-Economic Statistical Data of 64 Provinces and Cities*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- [2007] *Statistical Yearbook of Vietnam 2006*, Hanoi: Statistical Publishing House.

- Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting [2007] *Vietnam Development Report 2008: Social Protection*, Hanoi: Vietnam Development Information Center.
- Kornai, J. [1986] "The Soft Budget Constraint," *Kyklos*, 39(1), pp. 3-30.
- [1996] "Hardening of the Budget Constraint under the Postsocialist System," *Japan and the World Economy*, 8(2), pp. 135-151.
- Litvack, J. I., and D. A. Rondinelli [1999] *Market Reform in Vietnam: Building Institutions for Development*, Westport: Quorum Books.
- Martinez-Vazquez J., and J. Alm eds. [2003] *Public Finance in Developing and Transitional Countries*, Cheltenham: Edward Elgar.
- McMillan, J., and B. Naughton eds. [1996] *Reforming Asian Socialism: The Growth of Market Institutions*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Musgrave, R. A. [1959] *The Theory of Public Finance*, New York: McGraw-Hill (マズグレイヴ著 [大阪大学財政研究会訳] 『財政理論——公共経済の研究——』全3巻 有斐閣 1961, 1962, 1970年).
- North, D. [1990] *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge: Cambridge University Press (ダグラス・C・ノース著 [竹下公視訳] 『制度・制度変化・経済成果』 晃洋書房 1994年).
- Oates, Wallace E. [1972] *Fiscal Federalism*, New York: Harcourt Brace Jovanovich (ワレス・オーツ著 [米原淳七郎・岸昌三・長峯純一訳] 『地方分権の財政理論』 第一法規出版 1997年).
- [1999] "An Essay on Fiscal Federalism," *Journal of Economic Literature*, 37(3), September, pp. 1120-1149.
- Qian, Y., and B. Weingast [1997] "Federalism as a Commitment to Preserving Market Incentives," *Journal of Economic Perspectives*, 11(4) Autumn, pp. 83-92.
- Rodden, J., and S. Rose-Ackerman [1997] "Does Federalism Preserve Markets?" *Virginia Law Review*, 83(7), Symposium: The Allocation of Government Authority (Oct., 1997), pp. 1521-1572.
- Tanzi, V. [1999] "Transition and the Changing Role of Government," *Finance & Development*, 36(2), June, pp. 20-23.
- Tax Policy Department (Ministry of Finance, Socialist Republic of Vietnam) and Policy Research Institute (Ministry of Finance, Japan) [2006] *The Final Report of the Joint Research Program on the Vietnamese Tax System*, Tokyo: Policy Research Institute, Ministry of Finance.
- Vu Thanh Tu Anh, Le Viet Thai and Vo Tat Thang [2007] "Provincial Extralegal Investment Incentives in the Context of Decentralization in Vietnam: Mutually Beneficial or a Race to the Bottom?" UNDP Policy Dialogue

Paper, Hanoi: UNDP-Vietnam (http://www.undp.org.vn/digitalAssets/9/9716_071205_provincentives.pdf 2009年7月31日アクセス).

Weingast, B. [1995] "The Economic Role of Political Institutions: Market-Preserving Federalism and Economic Development," *Journal of Law, Economics, and Organization*, 11(1), pp. 1-31.

World Bank [2005] *Vietnam: Managing Public Expenditure for Poverty Reduction and Growth* (In Two Volumes), Joint Document of the Socialist Republic of Vietnam and the World Bank Prepared with the Support of the Like Minded Donor Group, No. 30035-VN, April 28 (http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2005/05/20/000012009_20050520101542/Rendered/PDF/300350V1.pdf および http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2005/05/20/000012009_20050520102858/Rendered/PDF/300350VN.pdf 2009年7月31日アクセス).

[ウェブサイト]

APEC 構造会議に関する合同閣僚会議

<http://www.apec.org/>

ベトナム統計総局

<http://www.gso.gov.vn/>

ベトナム財務省

<http://www.mof.gov.vn/>

